

2017年5月24日 全13頁

法律・制度 Monthly Review 2017.4

法律・制度の新しい動き

金融調査部 主任研究員
鈴木 利光

[要約]

- 4月の法律・制度に関する主な出来事と、4月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 4月は、スピンオフ税制の見直しの適用が開始されたこと（1日）、FinTech対応を含む銀行法等の一部改正法（仮想通貨交換業に対する登録制の導入、銀行等の議決権保有規制（5%ルール）の緩和など）が施行されたこと（1日）、金融安定理事会（FSB）が市中協議文書「G20金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み案」を公表したこと（11日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○4月の法律・制度レポート一覧	2
○4月の法律・制度に関する主な出来事	2
○5月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
積立NISAの対象商品	6
○レポート要約集	11
○4月の新聞・雑誌記事・TV等	13
○4月のウェブ掲載コンテンツ	13

◇4月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
14日	積立NISAの対象商品 ～対象は約50本、信託報酬の金額を報告～	吉井 一洋	税制	12
	金融口座情報の各国税務当局間の交換制度 ～CRSにより外国金融機関の口座情報を 税務当局が把握し得ることに～	金本 悠希	税制	20
24日	法律・制度 Monthly Review 2017.3 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	13
26日	2018年、積立NISA導入でNISAはこう変わる ～NISAに係る2017年度税制改正の解説と 今後の展望～	是枝 俊悟	税制	23

◇4月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<p>◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の60%→55%）。</p> <p>◇平成29年度改正税法施行。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員給与課税の改正（2017年10月1日適用開始のもの以外）が適用 ・ スピンオフ税制の見直し ・ 非課税財形貯蓄（財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄）の目的外の払出しについて、非課税特例の範囲が拡充 など <p>◇FinTech対応を含む銀行法等の一部改正法が施行。仮想通貨交換業に対する登録制の導入、銀行等の議決権保有規制（5%ルール）の緩和など。</p>
3日	<p>◇総務省、ふるさと納税に係る返礼品の送付について、有識者等からの意見を参考に、改善策を取りまとめ、平成29年4月1日付で地方団体に対して「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」を通知した旨公表。</p> <p>◇大阪取引所、東証マザーズ指数先物取引の呼値の単位を「0.5ポイント」から「1ポイント」へ見直し。</p>
4日	<p>◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、「不良債権と条件緩和の定義」に関するガイドラインを公表。</p> <p>◇金融庁、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の事務局を東京に開設した旨公表。</p>
6日	◇バーゼル委、「リース会計の改訂へのよくある質問（FAQ）」を公表。
7日	◇「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令」を公布。中小企業技術基盤強化税制等に係る適用除外事業者の判定について、その細目を定める。また、地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度における投資規模要件について、所要の見直しを行う。平成31年4月1日から施行。
10日	◇財務省及び外務省、デンマークとの租税条約の改正交渉の開始を公表。
11日	<p>◇金融安定理事会（FSB）、市中協議文書「G20金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み案」を公表（コメント期限は5月11日まで）。</p> <p>◇企業会計基準委員会（ASBJ）、改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」を公表。</p>
20日	◇国際監査・保証基準審議会（IAASB）、国際監査基準（ISA）540「会計上の見積り及び関連する開示の監査」の改訂案を公表。IFRS第9号「金融商品」における貸付

	金の減損なども対象。
20日 ～ 21日	◇アジア地域ファンドパスポート合同委員会、2回目の対面会合を東京で開催。
21日	◇国際会計基準審議会（IASB）、公開草案「負の補償を伴う期限前償還要素」（IFRS第9号「金融商品」の修正案）を公表（コメント期限は5月24日まで）。
24日	◇財務省及び外務省、スペインとの租税条約の改正交渉の開始を公表。
25日	◇金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を公表（コメント期限は5月25日まで）。金融商品取引法の一部を改正する法律（平成28年3月1日施行）により、新たに適格機関投資家等特例業務届出者による事業報告書の提出や適格機関投資家等特例業務届出者に係る届出事項の内閣総理大臣による公衆縦覧が開始されたことに伴い、①事業報告書の提出義務開始に伴うファンドモニタリング調査の廃止、②金融庁ホームページにおける公衆縦覧の開始を提案。
26日	◇米国トランプ政権、税制改革案を公表。 ◇法制審議会－会社法制（企業統治等関係）部会、第1回会議開催。企業統治等に関する会社法の見直しの審議開始。
27日	◇国税庁、財産評価基本通達を一部改正。未上場株式等の相続税評価額などを改正（2017年1月1日以後の相続等より遡及適用）。 ◇ASBJ、国際会計人材ネットワークを構築し、そのネットワークの登録リストを公開する旨公表。
28日	◇金融庁、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等を公表。同日から適用。 ◇財務省、ロシアとの新租税条約について実質合意に至った旨公表。 ◇経済産業省、「『攻めの経営』を促す役員報酬－企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引－（平成29年4月28日時点版）」を公表。

◇5月以後の法律・制度の施行スケジュール

	日付	施行される内容
2017年 (H29)	5月30日	◇改正個人情報保護法、全面施行。 ◇行政機関について、マイナンバーを利用した情報連携が可能に。
	6月3日	◇「消費者契約法」の一部改正法が施行。
	7月	◇行政機関について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。 ◇マイナポータルを試行運用が開始（予定）。
	8月1日	◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。
	10月1日	◇積立NISAの口座開設手続きが開始。 ◇投資信託委託会社等による積立NISA対象商品の届出が開始。 ◇NISAの第2期勘定設定期間（平成30年～35年）における口座開設申込手続きが開始。この日までに既存NISA口座でマイナンバーを告知している場合、自動で第2期の申込みが行われる。 ◇役員給与課税の改正（退職給与・譲渡制限付株式・新株予約権に係る部分）が適用。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。 ◇マイナポータルの本格運用が開始（予定）。
2018年 (H30)	1月1日	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。 ◇個人型及び企業型の確定拠出年金について、掛金の拠出限度額が月単位から年単位に変更。 ◇NISAの第2期勘定設定期間が開始。 ◇積立NISAが開始。年間投資上限額40万円、非課税保有期間（最大）20年間。 ◇配偶者控除・配偶者特別控除の見直し。所得控除38万円の対象となる配偶者の収入の上限を103万円から150万円に引上げ。
	1月3日	◇EU第二次金融商品市場指令（MiFID II）/ MiFIR、施行。
	4月1日	◇（2018年4月1日以後開始事業年度より）法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の55%→50%）。 ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。 ◇（外国関係会社の2018年4月1日以後開始事業年度より）外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の改正が適用。
	10月1日	◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。 ◇NISAの初年度（2014年分）投資枠について、5年間の非課税保有期間が満了。
2019年 (H31)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。 ◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入）。 ◇（2019年10月1日以後開始事業年度より）地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始（予定）。
2020年 (H32)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
2021年 (H33)	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
2021年 (H33)	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。
	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。

2021年 (H33)	12月31日	◇住宅ローン減税の適用期限。
2023年 (H35)	10月1日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始。

※原則として、4月30日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。**4月中に決定したものは太字で記載。**税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。

◇今月のトピック

積立 NISA の対象商品

～対象は約 50 本、信託報酬の金額を報告～

2017 年 4 月 14 日 吉井 一洋

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20170414_011905.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表 1 積立 NISA の対象の上場等株式投資信託の要件概要

種類		運用対象	手数料	信託報酬	信託報酬等の通知	金融庁への届出	その他	
公募株式投資信託	指定インデックス投資信託	国内型	ノーロード (購入手数料はゼロ)	0.5%以下	受益者に金額を通知	積立NISAの対象としての募集・売出し日の15日前までに提出	-	
		海外型		0.75%以下				
	一般公募株式投資信託(指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託)	国内型	主たる投資対象が株式で、投資対象資産が以下のいずれかに該当 ・株式 ・株式及び公社債 ・株式及びREIT	1%以下			以下の要件をすべて満たすこと ・純資産額50億円以上 ・信託開始以降5年以上経過 ・上記経過期間(信託の計算期間数)中の2/3以上で資金流入超	
		海外型		1.5%以下				
上場株式投資信託(ETF)	上場金融商品取引所が	国内	売買手数料は1.25%以下 口座管理手数料はゼロ	0.25%以下	1口(又は1単位) 1,000円以下	円滑な流通確保措置		
	海外	純資産額1兆円以上						

(注) 売買手数料率、信託報酬率は税抜き

(出所) 内閣府告示第 540 号等に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 指定インデックス投資信託の要件

	上限を下記とする旨が有価証券届出書(又は訂正届出書)に記載されていること	
信託報酬率	◇	国内型インデックス投資信託 (国内の指数のみ) 0.5%以下
	◇	海外型インデックス投資信託 (海外の指数を含むものをいう) 0.75%以下
管理期間を通じた要件 (1)~(4)を全て満たすこと	(1)	ノーロードであること(累積投資勘定への受入れの際に、非課税口座を開設している金融商品取引業者等に手数料が支払われないこととされていること)
	(2)	当該公募株式投資信託の受益者から当該金融商品取引業者等に対して受益権に係る手数料が支払われないこととされていること
	(3)	累積投資勘定からの譲渡・信託の終了・一部解約の際に、当該インデックス投資信託の受益者から金融商品取引業者等に手数料(信託財産に帰属するものを除く)が支払われないこと
	(4)	当該金融商品取引業者等は、受益者に対して、当該インデックス投資信託に係る信託報酬、監査報酬その他の当該インデックス投資信託の信託事務の処理に必要な費用の金額のうち当該受益者が有する受益権に対応する部分の金額を通知することとされていること
運用対象指数 イ、口のいずれかに該当	イ	投資信託約款に以下の定めがあること
	◇	告示別表第一の指定指数のうちいずれか1の指定指数に採用されている資産に投資
	◇	1口当たりの純資産額の変動率を投資対象の指定指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う旨の定めがあること
	ロ	投資信託約款に以下の定めがあること
	(1)	◆ 告示別表第一、第二の指定指数のうちいずれか2以上の指定指数に採用されている資産に投資を行い、 ◆ 1口当たりの純資産額の変動率を投資対象の当該2以上の指定指数の変動率に連動させることを目的とした運用を行う
	(2)	主たる投資対象が次の①~④のいずれかに該当する ①株式、②株式及び公社債、③株式及びREIT(不動産投資法人の投資口等)、④株式、公社債及びREIT(不動産投資法人の投資口等)
(3)	指定指数に採用されている資産に対して投資を行う割合を変更して運用を行う場合においては、当該変更が、信託設定日以後の信託の計算期間の経過に応じて行われること、市況の変化に連動して行われることその他これらに準ずる条件に従って行われる旨	

(注) 売買手数料率、信託報酬率は税抜き

(出所) 内閣府告示第 540 号等に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

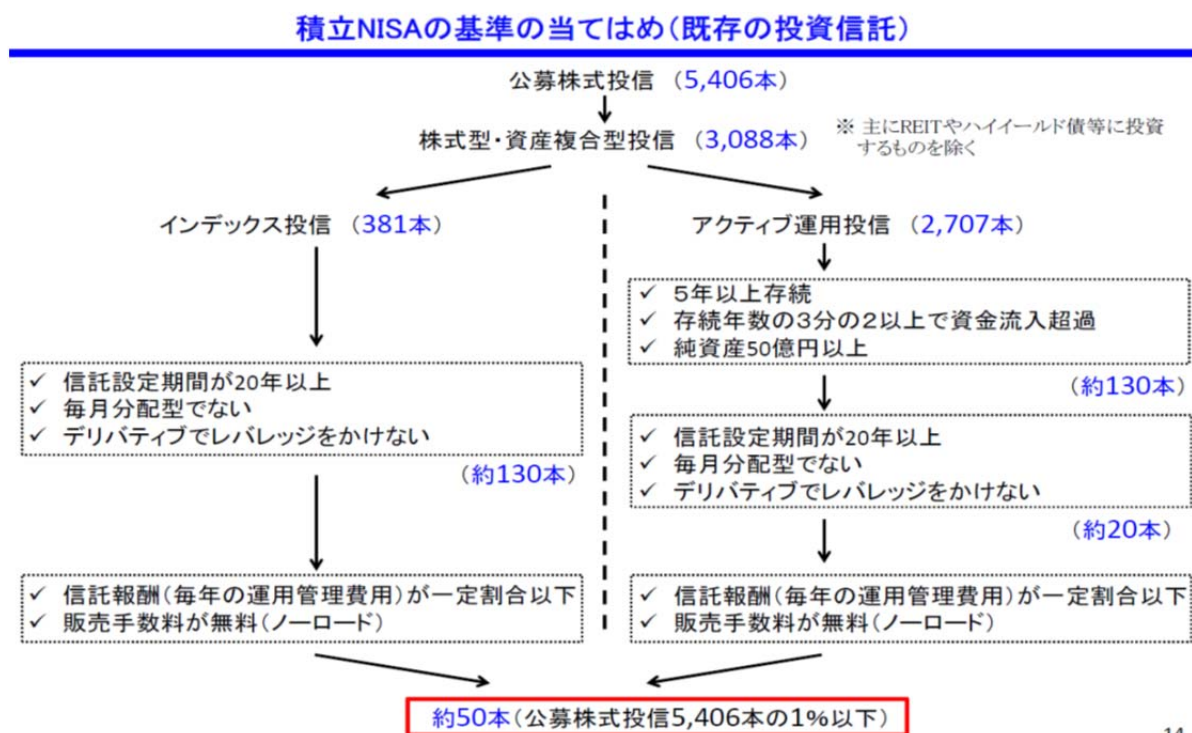
図表3 一般公募株式投資信託の要件

信託報酬率	上限を下記とする旨が有価証券届出書(又は訂正届出書)に記載されていること	
	◇ 国内型一般公募株式投資信託	1%以下
	◇ 海外型一般公募株式投資信託(国外資産20%以上)	1.5%以下
管理期間を通じた要件 (1)~(4)を全て満たすこと	(1)	ノーロードであること(累積投資勘定への受入れの際に、非課税口座を開設している金融商品取引業者等に手数料が支払われないこととされていること)
	(2)	当該公募株式投資信託の受益者から当該金融商品取引業者等に対して受益権に係る手数料が支払われないこととされていること
	(3)	累積投資勘定からの譲渡・信託の終了・一部解約の際に、当該公募株式投資信託の受益者から金融商品取引業者等に手数料(信託財産に帰属するものを除く)が支払われないこと
	(4)	当該金融商品取引業者等は、受益者に対して、当該公募株式投資信託に係る信託報酬、監査報酬その他の当該公募株式投資信託の信託事務の処理に必要な費用の金額のうち当該受益者が有する受益権に対応する部分の金額を通知することとされていること
運用対象	基準計算期間の投資対象資産のうち、主たる投資対象が株式であって、投資対象資産が次の①~④のいずれかに該当すること	
	①株式、②株式および公社債、③株式及びREIT(不動産投資法人の投資口等)、④株式、公社債及びREIT(不動産投資法人の投資口等)	
規模要件	基準計算期間の末日における純資産額が50億円以上であること	
基準計算期間経過要件	基準計算期間が5年以上であること	
資金流入超実績	基準計算期間において終了した信託の計算期間の数のうち、募集により引き受けられた受益権の対価の総額から信託契約の一部解約により交付した金銭の額の総額を控除した金額が0を超えることとなる信託の計算期間の数が占める割合が3分の2以上であること	
届出要件	対象商品届出書を内閣総理大臣に提出すること	

(注) 売買手数料率、信託報酬率は税抜き

(出所) 内閣府告示第540号等に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

図表4 積立NISAの投資対象となる公募株式投資信託



14

(出所) 第2回 家計の安定的な資産形成に関する有識者会議 事務局説明資料 14 頁 (2017. 3. 30)

図表5 ETFの要件

信託報酬率	上限を0.25%以下とする旨が有価証券届出書(又は訂正届出書)に記載されていること	
管理期間を通じた要件 (1)~(4)を全て満たすこと	(1)	累積投資勘定への受入れ又は累積投資勘定からの譲渡による払出しの際に、非課税口座を開設している金融商品取引業者等に支払う手数料(約款に定められているもの)の受益権の対価に対する割合が1.25%以下とされていること
	(2)	当該ETFの受益者から当該金融商品取引業者等に対して受益権に係る手数料が支払われないこととされていること
	(3)	当該ETFの受益権の取得対価は1口(取得する受益権が共有持分の割合である場合には、1単位)1,000円以下であること
	(4)	当該金融商品取引業者等は、受益者に対して、当該ETFに係る信託報酬、監査報酬その他の当該ETFの信託事務の処理に必要な費用の金額のうち当該受益者が有する受益権に対応する部分の金額を通知することとされていること
運用対象指数	投資信託約款に以下の定めがあること	
	◇	告示別表第一の指定指数のうちいずれか1の指定指数に採用されている資産に投資
	◇	1口当たりの純資産額の変動率を投資対象の指定指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う
その他の要件	国内上場	円滑な流通を確保するための措置が講じられているものとして、金融商品取引所から指定を受けていること
	外国上場	基準計算期間(信託契約開始日から対象商品届出書の提出日の直前に終了した信託の契約期間末日までの期間)の末日における純資産額が1兆円以上であること
届出要件	対象商品届出書を内閣総理大臣に提出すること	

(注) 売買手数料率、信託報酬率は税抜き

(出所) 内閣府告示第540号等に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

図表6 対象指数

		国内(日本)	海外等		
			全世界	先進国	新興国
株式	告示別表第一 (単品、組合 せいずれも可 能)	<ul style="list-style-type: none"> ・TOPIX ・日経平均株価 ・JPX日経イン デックス400 ・MSCI Japan Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・MSCI ACWI Index ・FTSE Global All Cap Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・MSCI World Index ・MSCI World IMI Index ・FTSE Developed Index ・FTSE Developed All Cap Index ・S&P500 ・CRSP U.S. Total Market Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・MSCI Emerging Markets Index ・FTSE Emerging Index ・FTSE RAFI Emerging Index
		-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・MSCI Europe Index ・FTSE Developed Europe All Cap Index ・Stoxx Europe 600 ・MSCI Pacific Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・MSCI AC Asia Pacific Index
債券	告示別表第二 (組合せでの み投資可能)	<ul style="list-style-type: none"> ・DBI総合 ・Barclays Japan Government Float Adjusted Bond Index ・NOMURA-BPI 総合 ・NOMURA-BPI 国債 	<ul style="list-style-type: none"> ・Citi-group World Government Bond Index ・Barclays Capital Global Treasury ・Bloomberg-Barclays Global Aggregate Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・Barclays U.S. Government Float Adjusted Bond Index ・Barclays Euro Government Float Adjusted Bond Index 	<ul style="list-style-type: none"> ・JP Morgan GBI EM Global Diversified ・JP Morgan Emerging Market Bond Index Plus
REIT (不動 産投 資信 託)		<ul style="list-style-type: none"> ・東証REIT指数 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・S&P先進国REIT指数 ・S&P米国REIT指数 ・S&P欧州REIT指数 ・FTSE NAREIT Equity REITs Index 	-

(注) 各指数は、配当を含めるか否かの別や、為替ヘッジ(為替相場の変動により生じるリスクを減じるための取引)の有無又は特定の一国を除外もしくは包含するか否かの別により、別個の指数を算出している場合のその指数を含む。

(出所) 内閣府告示第540号等に基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【14日】

積立NISAの対象商品

～対象は約50本、信託報酬の金額を報告～

平成29(2017)年3月27日に、改正税法が国会で可決成立し、同3月31日に公布された。これにより、平成30(2018)年1月1日から積立NISAが導入されることが正式に決定された。

積立NISAの運用対象となる投資信託については、「長期・積立・分散投資に資する投資信託に関するワーキング・グループ」で検討が行われ、3月30日に同WGの報告書が公表された。これを受け、同3月31日に、告示が公表されている。

告示では、積立NISAの対象商品を、インデックス型の公募株式投資信託やETFを中心としつつ、アクティブ運用の公募株式投資信託についても、信託設定以来5年以上が経過し、かつ、その3分の2以上の期間において資金流入超、純資産額50億円以上といった要件を満たすものは対象としている。対象商品の種類ごとに、販売・管理・解約手数料や信託報酬にも上限を設けている。その結果、5,000本以上ある既存の公募株式投資信託のうち対象となるのは約50本にとどまる。

積立NISAの信託報酬に関しては、その金額を受益者に報告することとしている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20170414_011905.html

金融口座情報の各国税務当局間の交換制度

～CRSにより外国金融機関の口座情報を税務当局が把握し得ることに～

経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税や租税回避に対処するためには、国外にある金融口座の情報を入手することが重要である。そのため、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」が平成27年度税制改正で導入され、すでに今年1月からスタートしている。

本制度では、金融機関は、取引を行う者の居住地国がどこかを特定した上で、非居住者の口座情報を我が国の税務当局に報告することが義務付けられる。我が国の税務当局は、得た情報を、その非居住者にとっての自国の税務当局に提供することとなる。

本制度は国際的な合意に基づいて導入されたものであり、現時点で我が国を含め100カ国が同様の制度を導入することにコミットしている。そのため、我が国の居住者が外国の金融機関に口座を有している場合も、その国で同様の制度が設けられていれば、その国の税務当局経由で我が国の税務当局に口座情報が提供されることとなる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20170414_011906.html

【24日】**法律・制度 Monthly Review 2017.3****～法律・制度の新しい動き～**

3月の法律・制度に関する主な出来事と、3月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

3月は、仮想通貨交換業等に関する銀行法施行令等が公布されたこと（24日）、平成29年度予算及び改正税法が成立したこと（27日）、「顧客本位の業務運営に関する原則」が公表されたこと（30日）、積立NISAの対象となる金融商品の要件が告示されたこと（31日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20170424_011930.html

【26日】**2018年、積立NISA導入でNISAはこう変わる****～NISAに係る2017年度税制改正の解説と今後の展望～**

2017年3月27日に、「所得税法等の一部を改正する法律」が成立し、3月31日に政省令等とともに公布され、積立NISAの導入が正式決定された。

2018年に創設される「積立NISA」には、内閣府告示により対象となる公募株式投信・ETFに対して、厳しく絞り込みが行われている。積立NISAは、選択肢を少なくして選びやすくした投資初心者向けの制度として普及する可能性がある。

他方、現行NISAは投資対象の商品と投資方法の自由度が高く、非課税で投資できる元本の金額も積立NISAより当面大きい。このため、現行NISAを利用している個人投資家の多くは積立NISAには移行せず現行NISAを利用し続ける可能性がある。

今後、現行NISA、ジュニアNISA、積立NISAの3つの制度について積立NISAに寄せる形での一本化が検討されることも想定される。より制約の多い制度への一本化が検討される中、分配金再投資やスイッチングで非課税枠を消費する現行NISAの「使いづらさ」の改善が難しくなることが懸念される。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20170426_011939.html

◇4月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
日経ビジネス (4月3日付)	開示情報の減少に懸念の声 ～東証が「短信ルール」を変更～	吉井 一洋
日本証券新聞 (4月5日付)	どう変わる、決算短信簡素化	吉井 一洋
週刊金融財政事情 (4月10日付)	金融所得課税の議論の行方にもっと注意を払うべし	吉井 一洋
週刊金融財政事情 (4月17日付)	定期預金、定期積金の遺産分割に関する最高裁判決についてコメント	小林 章子
時事通信社 (4月18日付)	決算短信簡素化でどう変わる ～情報開示の後退懸念～	吉井 一洋
日経ヴェリタス (4月23日付)	個人の公社債税制について取材協力	是枝 俊悟
Financial Adviser (5月号)	シンクタンク研究員による読み解き！ 最新制度 Vol. 26- 「過量契約」も取消しの対象に ～消費者契約法の改正①契約の取消し	小林 章子

◇4月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
4月17日 掲載	コラム：複数の契約「合算」でも取消しの対象に http://www.dir.co.jp/library/column/20170417_011903.html	小林 章子
4月24日 掲載	コラム：ステewardシップ・コード改訂案 http://www.dir.co.jp/library/column/20170424_011925.html	横山 淳
4月26日 掲載	コラム：育休は、「業」は休めど「暇」ならず http://www.dir.co.jp/library/column/20170426_011931.html	是枝 俊悟